

一宮市公共下水道
水の官民連携（ウォーターPPP）導入に向けた
マーケットサウンディング アンケート調査

参考資料

令和8年9月

一宮市上下水道部

アンケート調査の目的及び概要

一宮市では、持続可能な上下水道事業・経営を目指すために、上水道分野を含む下水道分野を中心とした水の官民連携（ウォーターPPP）に向けた検討を行っています。

本アンケート調査は、水の官民連携の導入に向けて以下を目的に、マーケットサウンディングをして今後の実施方針及び要求水準書の作成の参考とするものです。

- ①一宮市の水の官民連携の導入方針をご理解いただくこと
- ②一宮市の上下水道事業を取り巻く事業環境に係るご意見をいただくこと
- ③水の官民連携に関する要望等を把握すること

目次

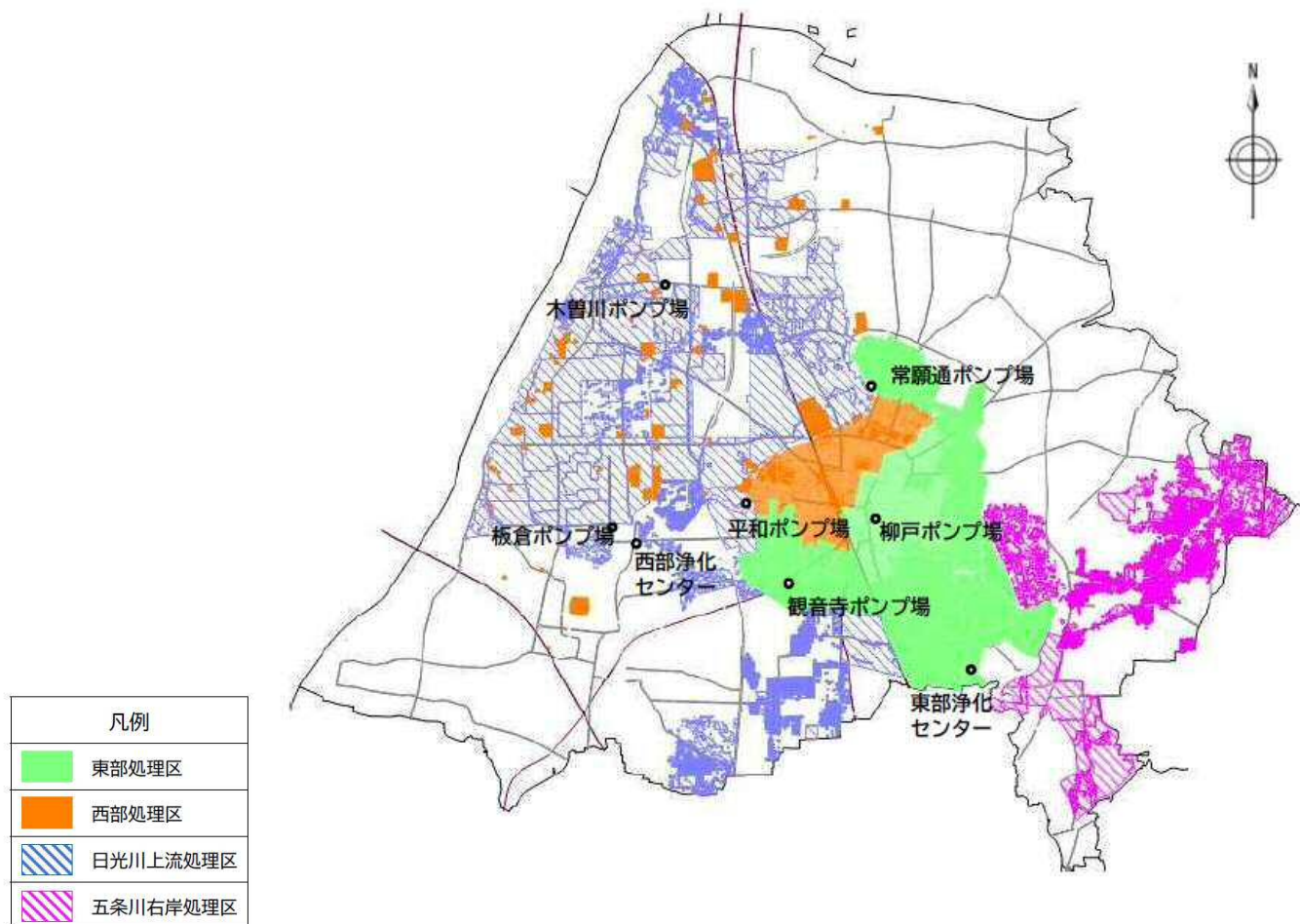
- 1. 一宮市の下水道事業概要について
- 2. 水の官民連携（ウォーターPPP）について
- 3. 下水道施設の統廃合及び官民連携の実施状況
- 4. 水の官民連携（ウォーターPPP）導入の考え方
- 5. 今後のスケジュールについて（予定）
- 6. 参考（ウェブサイト等）

1. 一宮市の下水道事業概要について

1-1. 一宮市下水道事業の概要

一宮市の下水道事業は、大正15年に事業開始し、昭和35年に東部処理区を、昭和39年に西部処理区を供用開始し、**現在2箇所の下水处理場で汚水进行处理**しています。

また、平成13年に流域関連公共下水道である五条川右岸流域公共下水道を、平成16年に日光川上流流域関連公共下水道を供用開始しており、**現在は単独公共下水道2処理区、流域関連公共下水道2処理区**で事業を行っています。



1-2. 下水処理区及び施設概要

単独公共下水道は、合流式及び分流式、流域関連公共下水道は、分流式です。処理場は、単独公共下水道の東部浄化センター及び西部浄化センターを管理しています。

(令和6年度末)

処理区名	単独公共下水道		流域関連公共下水道	
	東部処理区	西部処理区	日光川上流処理区	五条川右岸処理区
供用開始	昭和35年	昭和39年	平成16年	平成13年
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	-	-
処理能力 (m ³ /日)	日平均処理水量 27,300	日平均処理水量 35,300	-	-
排除方式	分流式 (一部合流式)	合流式 分流式	分流式	分流式
処理区域面積	1,186ha	433ha	2,166ha	596ha
処理区域人口	74,686人	27,034人	137,075人	24,540人

施設概要	
処理場	2処理場
ポンプ場	6箇所
貯留施設	8箇所
マンホールポンプ	汚水13箇所 雨水6箇所
管渠	1,491km

1-3. 現状の浄化センターの業務委託

下水処理場の維持管理は、段階的に民間委託を実施し、平成21年度から全面委託しています。

東部・西部浄化センターをまとめた複数年度の維持管理業務委託は令和4年度から3年間の仕様発注で行っており、現在2期目です。また、運転維持管理業務以外の個別業務を仕様発注により委託しています。

東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託

項目	内容
含まれる業務	・ 処理場施設の運転操作及び監視に関する業務 ・ ポンプ場施設の運転操作及び監視に関する業務 ・ 貯留槽施設の運転操作及び監視に関する業務 ・ 設備の保守点検・整備に関する業務 ・ 水質測定業務 ・ 環境整備業務 ・ 危険物地下タンクの法定点検 ・ 敷地境界等の臭気測定 ・ 薬品の調達 他
受託業者	(株)ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンター
委託期間	令和7年（2025年）4月1日から 令和10年（2028年）3月31日
対象施設	東部浄化センター、西部浄化センター、合流・汚水ポンプ場、マンホールポンプ、貯留槽

1-4. 料金徴収等業務委託

効率的な事業運営に向けて水道・下水道の料金等の業務を包括的に実施しています。

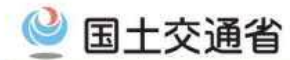
項目	内容
含まれる業務	・ 受付業務 ・ 検針業務 ・ 開栓・閉栓業務 ・ 調定・収納業務 ・ 水道新設開始・水道改造開始・下水開始等台帳登録業務 ・ メーター入出庫及び保管業務 ・ 検定満了メーター一括取替業務 ・ 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱業務 ・ 滞納整理業務 ・ 電子計算処理業務 ・ 統計業務 ・ 不納欠損準備及び債権管理業務 ・ 災害時の対応業務 ・ 時間外の待機業務 ・ その他上記に附帯する業務で、一宮市上下水道部が必要とする業務
受託業者	第一環境株式会社中部支店
委託期間	令和8年（2026年）4月1日から 令和13年（2031年）3月31日

2. 水の官民連携 (ウォーターPPP) について

2-1. 国の施策の動向について

「PPP／PFI推進アクションプラン」（令和5年改定版）（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）により、新たな官民連携方式として「水の官民連携（ウォーターPPP）」が位置付けられました。

ウォーターPPPとは？（1/2）



PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）

民間資金等活用事業推進会議（PFI推進会議）決定（R5.6.2）

- 公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式 ※両者を総称して「ウォーターPPP」
- 令和13年度までに100件の具体化を狙う
- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式とは？

水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

ウォーターPPPの概要

内閣府ホームページ

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（R4-R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る

※ 公共施設等運営事業（コンセッション）[レベル4]、管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]

※ 管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする

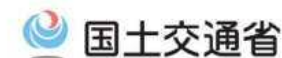
概要とポイント・留意点

- ウォーターPPPは、コンセッション方式（レベル4）と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称
- 「ウォーターPPPの概要」（内閣府資料）の「レベル3.5（原則10年）の後、コンセッション方式に移行」は、「レベル3.5の後継としてコンセッション方式（レベル4）を選択肢として検討いただきたい」との趣旨

2-2. 国の施策の動向について

「PPP／PFI推進アクションプラン」（令和5年改定版）（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）により、新たな官民連携方式として「水の官民連携（ウォーターPPP）」が位置付けられました。

ウォーターPPPとは？（2/2）



他分野等との連携可能性

- 水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能
- 農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることや、他地方公共団体との連携も可能
 - ※ 「連携」とは、同一の受託者が実施するイメージ
 - ※ R5補正で導入検討費用の定額支援を創設し、分野横断型、広域型等の場合に上限額等のインセンティブ（R6当初も同様）
 - ※ 上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分

レベル3.5導入検討の考え方

- 対象施設・業務範囲の設定について、まずは少なくとも一つの処理区を選択し、このすべての施設等を念頭に置いて、導入の検討を開始 ※処理区の設定は管理者の任意
 - ※ 「すべての施設等」とは、少なくとも一つの処理区のすべての施設と、これに維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務
 - ※ 「導入を決定済み」（前頁参照）となる入札・公募開始（募集要項等公表）時点で、これと異なる対象施設・業務範囲の設定になる場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要
 - ※ 「客観的な情報」として、例えば、導入可能性調査（FS）やマーケットサウンディング（MS）の選択肢に挙げて比較した結果や経過等
- 維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について、維持管理と、事業期間中の維持管理をふまえた更新（改築）に関する業務範囲（更新計画案作成）が設定される必要
- 事業期間＝原則10年

（参考）「レベル」について

- 「ウォーターPPPの概要」（内閣府資料）では、コンセッション方式がレベル4
- 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、更新（改築）に関する業務範囲が設定され、資本的支出を含むため、レベル3よりレベルが上、一方、コンセッション方式（レベル4）に準ずる効果が期待できる点等から、レベル4よりレベルが下、よって、レベル3.5と位置づけられたものと考えられる

■ 包括的民間委託レベル（性能発注）

項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

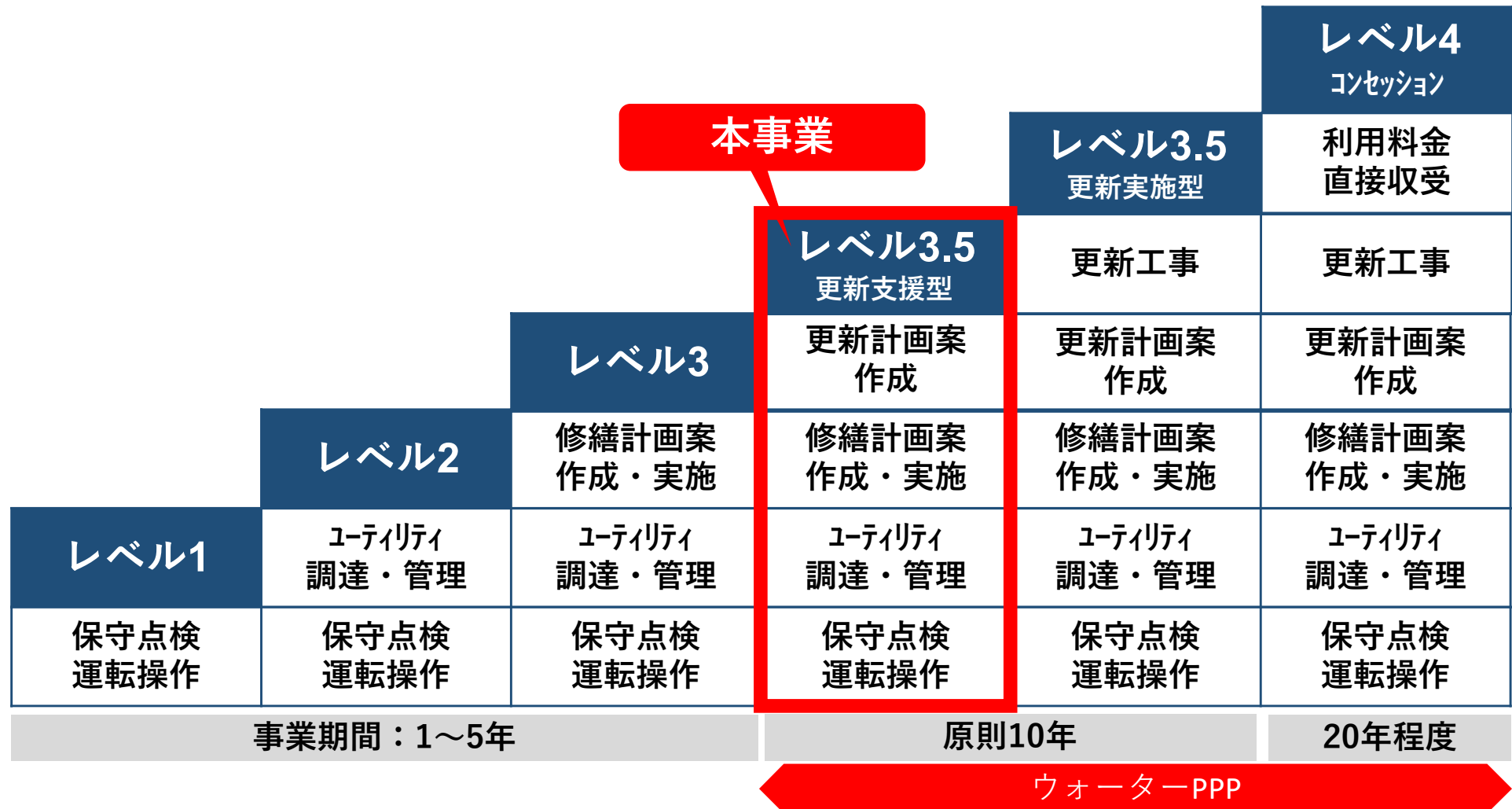
（出典）処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和2年6月
公益社団法人日本下水道協会

3

2-3. 国の施策の動向について

包括的民間委託のレベルは、レベル1～4までが存在。ウォーターPPPは、公共施設等運営事業（コンセッション、レベル4）及び管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称です。

一宮市では、更新支援型の導入を想定しています。



2-4.ウォーターPPPの4要件

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の4つの要件は次のとおりです。

管理・更新一体マネジメント方式の要件

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする**。

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

（性能規定の例）・処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者委ねる。）

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）

（プロフィットシェア^{*1}の例）

①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。

②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする^{*2}。

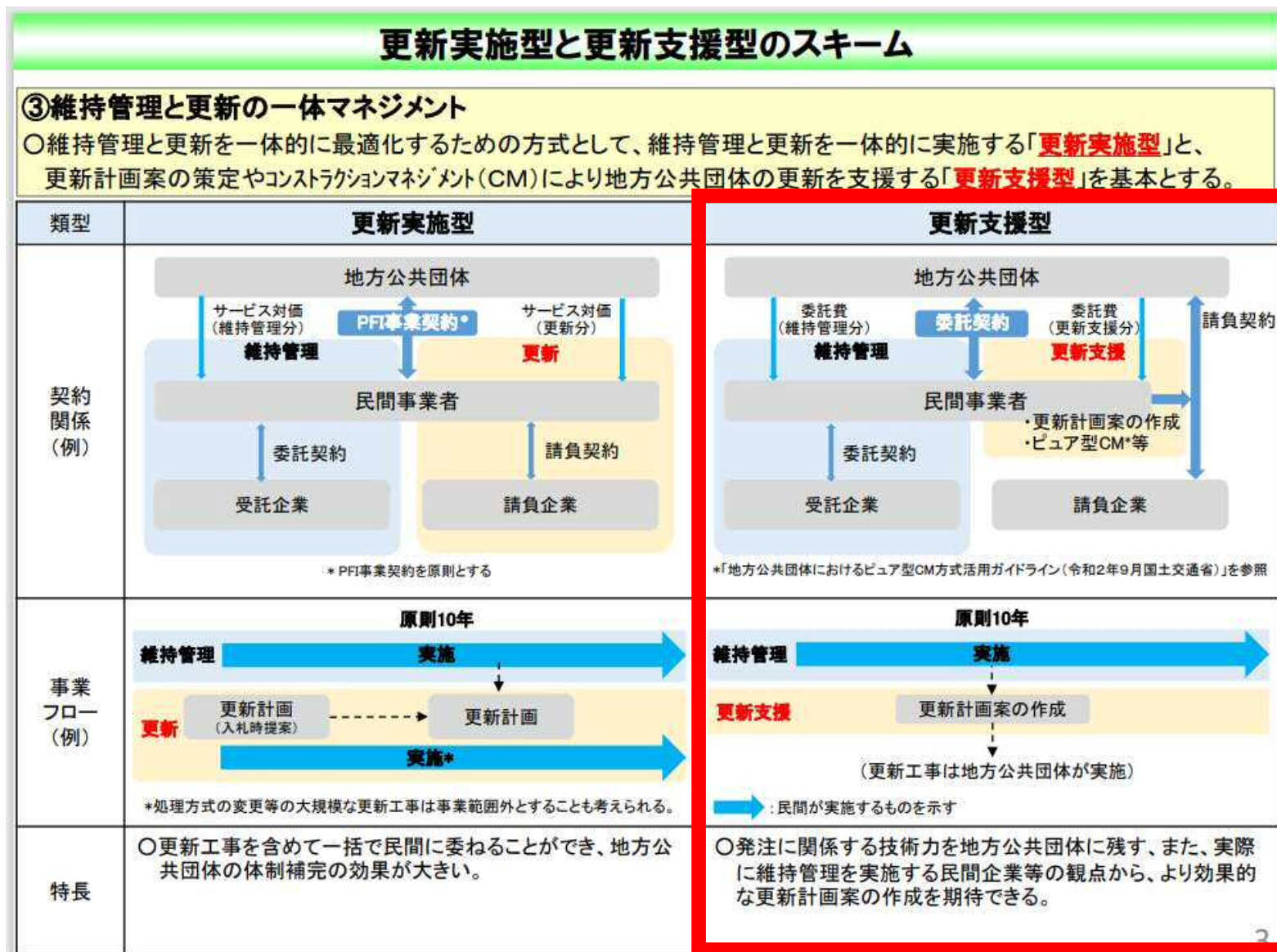
ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)		官	民
①	2削減		2	プロフィット シェア	1	1
②		2削減	2		1	1

^{*1}:プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

^{*2}:「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

2-5.更新実施型と更新支援型のスキーム

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の4つの要件のひとつである「維持管理と更新一体マネジメント」の内容は次のとおりです。なお、**本事業は、「更新支援型」による発注を予定しています。**

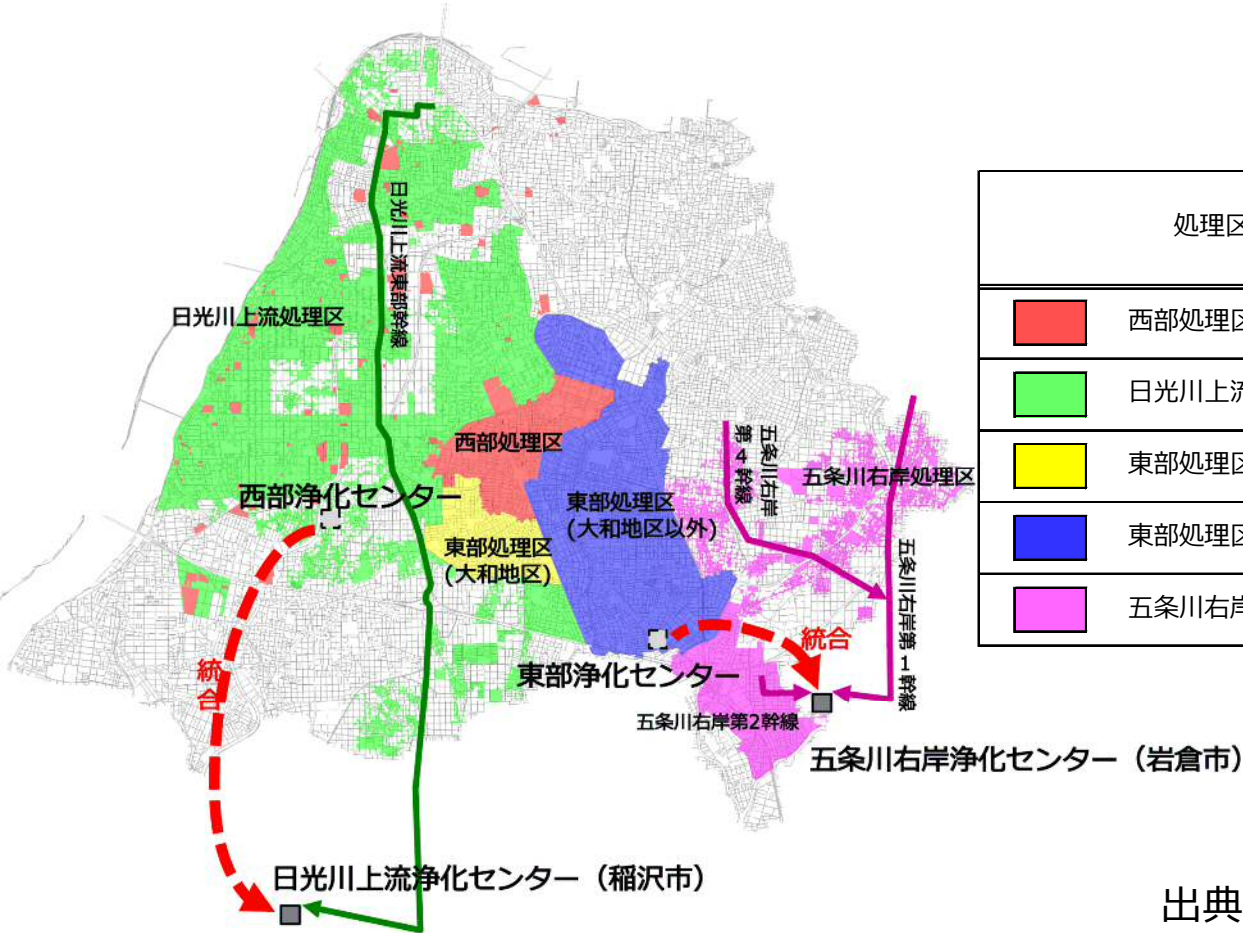


3. 下水道施設の統廃合及び 官民連携の実施状況

3-1. 施設の統廃合

西部浄化センターは、段階的な流域統合を目指し、事業を進めています。東部浄化センターは今後、詳細スケジュールを検討していきます。

処理区	浄化センター	対象地区	時期	統合先
西部処理区	西部浄化センター	一部（合流区域のみ）	令和8年度	日光川上流浄化センター
		全域（分流区域含む）	令和13年度（予定）	
東部処理区	東部浄化センター	大和地区	未定	日光川上流浄化センター
		大和地区以外	未定	五条川右岸浄化センター



処理区	浄化センター	
	現在	将来
 西部処理区	西部浄化センター	日光川上流浄化センター
 日光川上流処理区	日光川上流浄化センター	
 東部処理区(大和地区)	東部浄化センター	
 東部処理区(大和地区以外)	東部浄化センター	五条川右岸浄化センター
 五条川右岸処理区	五条川右岸浄化センター	

3-2. 上下水道事業の官民連携等の実施状況

浄化センターについては、令和10年度から令和19年度までの10年間でウォーターPPP事業の実施を想定しています。上下水道における料金徴収等業務については、令和8年度から令和12年度までの5年間で民間委託を予定しています。このため、料金徴収等業務は、令和13年度から業務を実施することを想定しています。

また、上水道の佐千原浄水場については令和5年度から令和19年度まで15年間の運転管理を行っています。



4. 水の官民連携（ウォーターPPP） 導入の考え方

4-1. 一宮市の抱える課題の解決に向けて

一宮市の下水道事業における現状の課題と、水の官民連携（ウォーターPPP）導入により期待する効果は次のとおりです。

主な課題

- 今後職員数が減少する。
- 膨大な管理資産（処理場・ポンプ場、管路）を有する上に資産の老朽化が進行。流域下水道への編入計画の推進やそれを踏まえたストックマネジメント計画の策定ならびに計画的・効率的な修繕・改築が必要
- 流域編入後も継続利用する施設は適切な耐震化対策、浸水対策が必要
- 不明水対策による有収率の向上、未普及対策による普及率の向上を推進することが必要

ウォーター PPP導入 による 期待効果

- 点検・調査の結果を即時に更新計画案の作成に反映させることで、効率的・効果的な現実に即した維持管理が可能。
- 事業に精通したベテラン職員の下で、モニタリングを実施し、職員減少時にノウハウを引き継いで対応することが可能。
- 将来的な上下水道一体での水の官民連携（ウォーターPPP）に向け体制の構築が可能。

4-2 本事業の対象施設・業務範囲（予定）

一宮市では西部・東部浄化センターの維持管理業務と料金徴収等業務を一体的に行う水の官民連携の導入を検討しています。

対象	下水道				上下水道		
事業期間	10年間（令和10年度～令和19年度） 料金徴収等・窓口は、令和13年から						
業務手法	更新支援型						
業務範囲	施設 (東西処理場・ポンプ場・マンホールポンプ)				料金徴収等・窓口		
	点検調査	運転管理	修繕	更新計画案作成	改築	料金徴収等	排水設備・取付管承認工事の審査
							給水装置審査
							指定工事業業者届出の審査

 : 本事業の業務範囲

4-3. 業務範囲

既往の運転維持管理業務委託（運転委託）及び料金徴収等業務委託（料金徴収委託）の業務範囲に、更新計画案作成、修繕、汚泥運搬処分などの業務を加える予定です。

対象施設	業務項目	既往の運転委託・ 料金徴収委託 業務範囲	本事業の 業務範囲 導入方針	備考
処理場 ポンプ場 マンホール ポンプ	運転管理	○	○	
	点検調査	○	○	
	水質検査（法定以外）	○	○	
	水質検査（法定）	×	○	
	施設の清掃、樹木剪定	○	○	高さ2m程度までの樹木
	法定点検（危険物地下タンク）	○	○	
	臭気測定（敷地境界）	○	○	
	ユーティリティー調達（薬品）	○	○	
	軽微な補修	○	○	点検調査で発見された異常箇所等において、定常状態に復帰させるための調整又は消耗品の交換
	塗装	○	○	
	し渣・沈砂の収集運搬	○	○	ポンプ場から処理場への運搬
	保守点検	×	○	監視装置保守、自家用発電機点検、消防設備点検、計装機器点検、脱臭設備点検等
	施設衛生管理	×	○	監視室清掃、沈砂池清掃等
	樹木剪定	×	○	2m以上の高木
	ユーティリティー調達	×	○	
	汚泥運搬処分	×	○	
	修繕	×	△	※1件当たりの上限額を定めるか検討中
	更新計画案作成	×	○	
	詳細設計	×	×	
	更新・改築工事	×	×	

4-4. 業務範囲

既往の運転維持管理業務委託（運転委託）及び料金徴収等業務委託（料金徴収委託）の業務範囲に、更新計画案作成、修繕、汚泥運搬処分などの業務を加える予定です。

対象施設	業務項目	既往の運転委託・ 料金徴収委託 業務範囲	本事業の業務範囲 導入方針	備考
圧送管 (地上部施設)	運転管理	○	○	
	保守点検	○	○	
	軽微な補修	○	○	
料金徴収等業務	受付業務	○	○	
	検針	○	○	
	開栓・閉栓	○	○	
	調定・収納	○	○	
	水道新設開始・水道改造開始・下 水道開始等台帳登録	○	○	
	メーター入出庫及び保管	○	○	
	検定満了メーター一括取替	○	○	
	中高層集合住宅等の検針・徴収に 関する特別取扱	○	○	
	滞納整理	○	○	
	電子計算処理	○	○	
	統計	○	○	
	不納欠損準備及び債権管理	○	○	
	災害時の対応	○	○	
	時間外の待機	○	○	
	排水設備審査・検査	×	×	
	承認工事の審査・立ち合い・検査	×	×	
統括管理業務	全体管理	×	○	

4-5. 対象施設

既往の運転維持管理業務委託で管理している施設を水の官民連携でも引き続き事業の対象にする想定です。

	東部浄化センター関連	西部浄化センター関連
浄化センター	東部浄化センター	西部浄化センター
ポンプ場	柳戸ポンプ場 観音寺ポンプ場 常願通ポンプ場	平和ポンプ場 板倉ポンプ場 木曽川ポンプ場
その他	島崎マンホールポンプ 下川田マンホールポンプ 妙興寺マンホールポンプ 浅野西マンホールポンプ 三ツ井マンホールポンプ 平和分水マンホール 昭和2丁目雨水マンホールポンプ 昭和3丁目雨水マンホールポンプ 観音寺2丁目雨水マンホールポンプ 宮地2丁目雨水マンホールポンプ 多加木雨水幹線 泉貯留槽 公園通貯留槽 北園通貯留槽	吉藤ポンプ所 日光川ポンプ所 今伊勢東マンホールポンプ 起マンホールポンプ 板倉マンホールポンプ 黒田マンホールポンプ 大和マンホールポンプ 玉ノ井マンホールポンプ 里小牧マンホールポンプ 真清田雨水マンホールポンプ 音羽貯留槽 真清田貯留槽 新生貯留槽 大和幹線

4-6. 参加構成

水の官民連携事業への参加方法は、単独、JV、SPCによる参加を要件として定める場合があります。

実施編「第4章」4.2 レベル3.5の受託者

4.2.1 概要(類型等)

○ レベル3.5の受託者として、単独の民間事業者等、JV、SPC等の新会社の設立が考えられる。

- レベル3.5の受託者として、複数の民間事業者等(受託者グループ)を想定
- 下水道公社等による単独の受託者も考えられるほか、受託者グループとしては、JVやSPC等の新会社の設立も選択肢
- JVが受託者となる場合、維持管理と更新一体マネジメントの観点から維持管理を担う民間事業者と更新(改築)を担う民間事業者間で一体に事業実施できる体制になっているかに留意
- JVの場合は民-民間の責任分担等、SPCの場合は追加で設立・運営等に関する負担が受託者に発生
- JV・SPCともに中小企業や地元企業等の参画への考え方に留意が必要
- 地元企業等の参画の考え方については本ガイドライン7.1参照
- 入札・公募条件設定等は管理者の適切な判断となるが、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等を踏まえることが適切

図表 4-11 レベル3.5の受託者(イメージ)

	単独の民間事業者等	JV	SPC等の新会社の設立
類型			
効果・メリット	—	● SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)	● 一体的な事業実施 ● 倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ポイント	● 対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と更新関係)を一者で対応できる民間事業者等は限られる	● 一体的な事業実施の観点を考慮 ● 中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	● 新会社の設立や運営等の負担が大きい ● 官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある ● 官出資を行う場合も、次期以降について適宜の見直しや、その際の競争性に留意が必要

4-7. 地元企業との連携

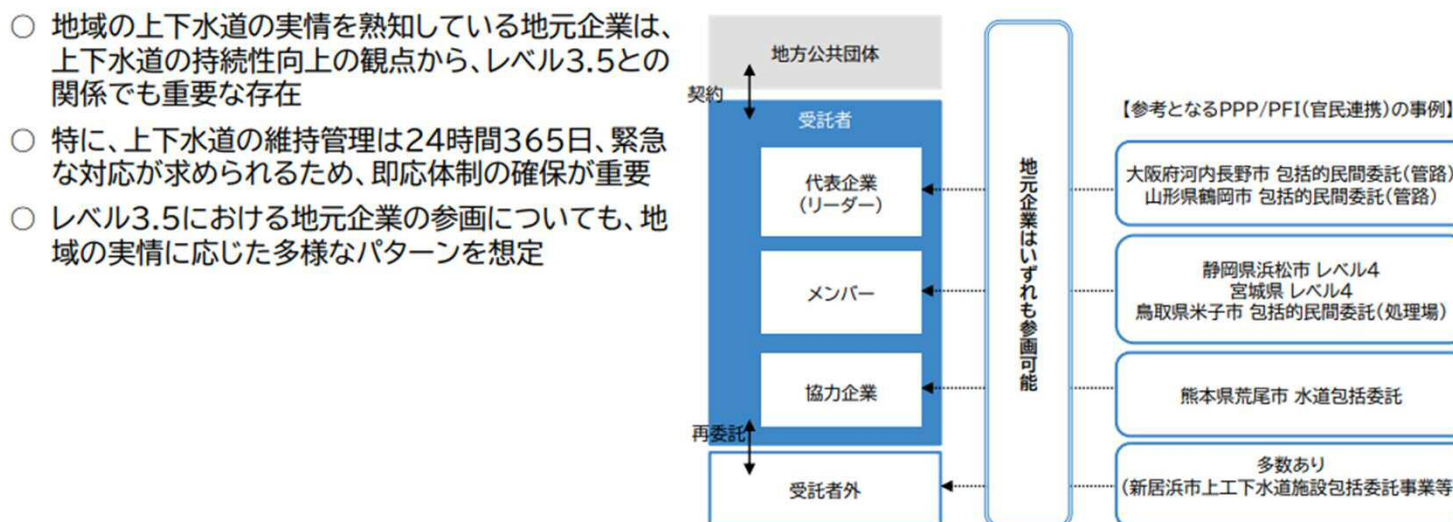
地域経済の活性化のため、地元企業※の参画を促し、受注機会の確保に努める必要があると考えています。また、業務を実施するにあたっては、緊急的な対応が必要となる場合もあることから、機動的に対応が可能であり、地域の特性にも精通している地元企業の参画は重要と考えられます。

※地元企業は市内に本店のある企業を指す。

実施編「第7章」7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方 国土交通省

- 上下水道の維持管理は24時間365日、緊急的な対応が求められるため、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、上下水道の持続性の向上のためには、地元企業の協力は重要である。レベル3.5における地元企業の参画については、多様な対応が可能であり、先行事例では地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の工夫が見られる。
- 管理者は地域の事情に応じ、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等も踏まえ、管理者が適切に判断する必要がある。

図表 7-1 地元企業の参画(イメージ)



4-8 既往の運転維持管理業務・料金徴収等業務の実施体制

既往の運転維持管理業務では、総括責任者及び副総括責任者（東部・西部浄化センターに1名ずつ）配置する体制としています。また、総括責任者は業務従事者の指揮・監督を行い、副総括責任者は、総括責任者が不在の時、代理で対応できるようにしています。

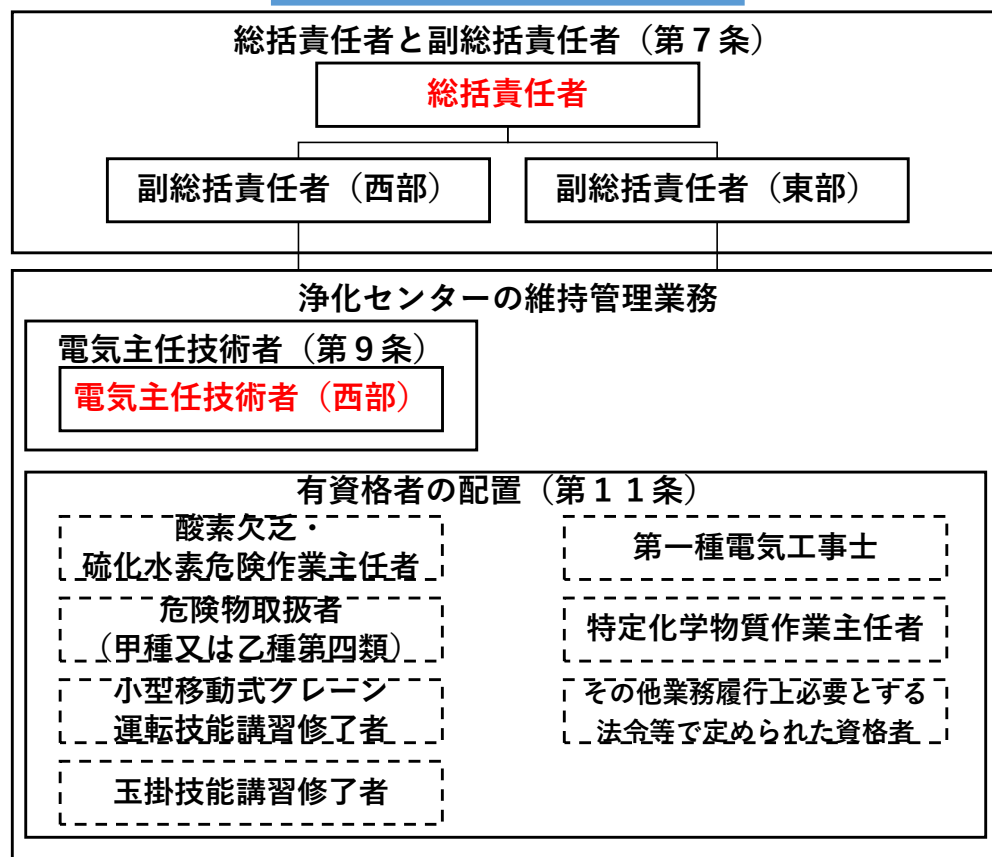
既往の料金徴収等業務では、業務責任者及び副業務責任者を配置する体制としています。また、業務責任者は委託業務全般に関する一切の管理を行い、副業務責任者は業務責任者が不在の時、代理で対応できるようにしています。

（第〇条）：東部・西部浄化センターなど運転維持管理業務委託一般仕様書参照

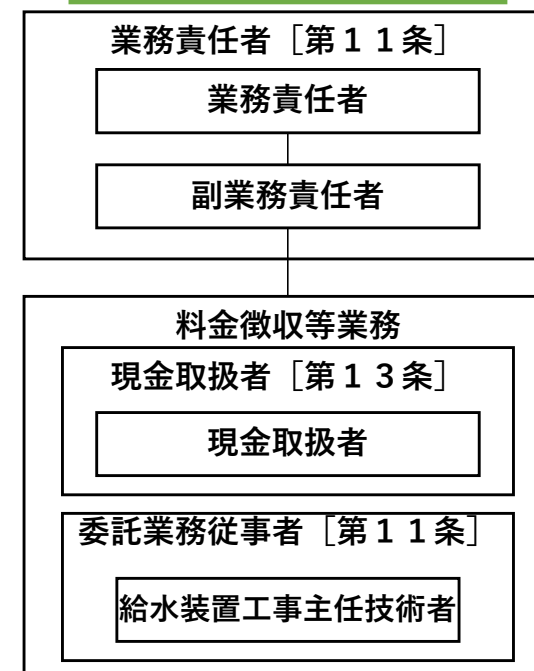
〔第〇条〕：一宮市水道料金徴収等業務仕様書参照

赤文字：常駐 □：再委託不可 □：再委託可能

運転維持管理業務



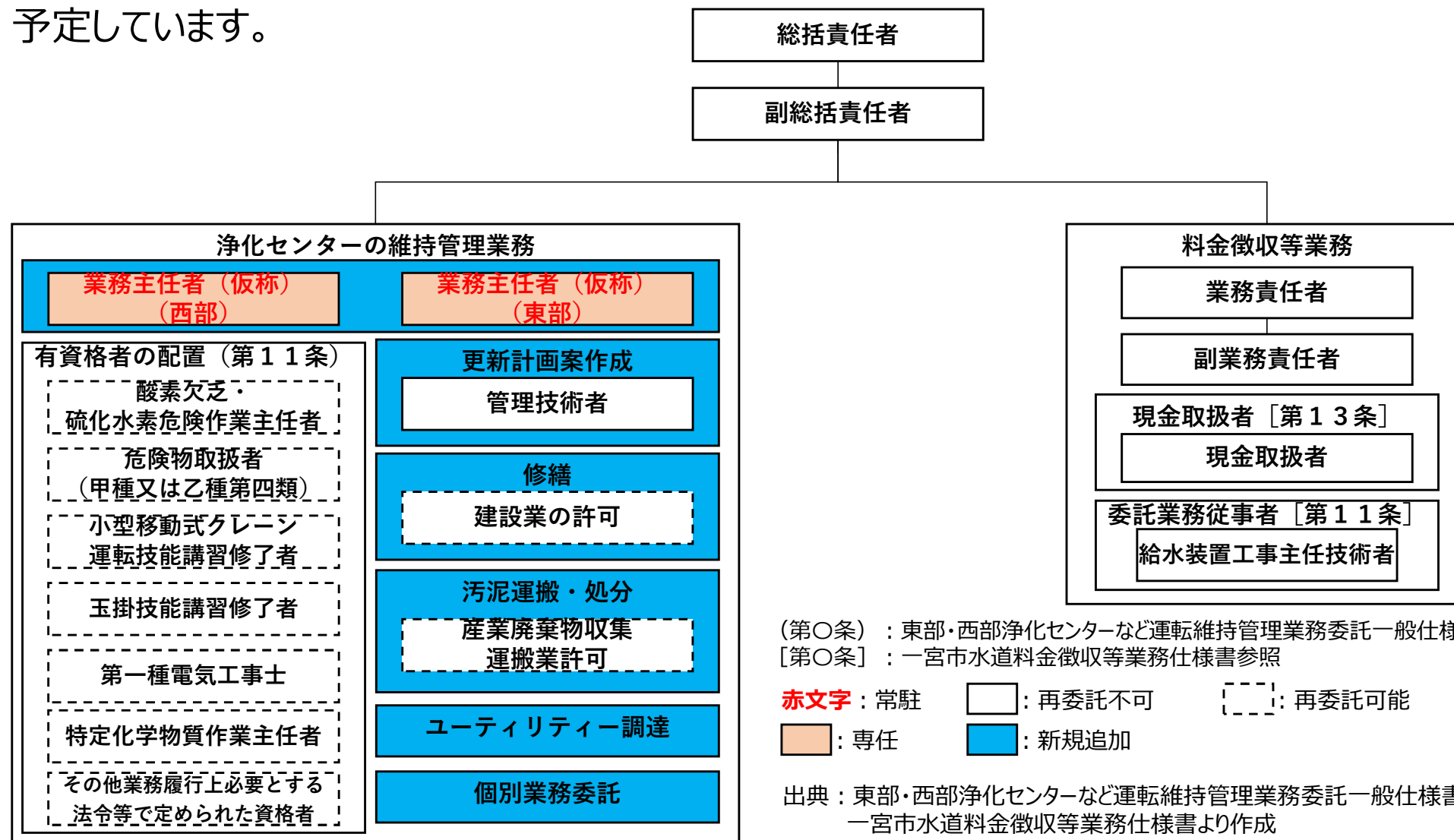
料金徴収等業務



出典：東部・西部浄化センターなど運転維持管理業務委託一般仕様書、一宮市水道料金徴収等業務仕様書より作成

4-9. 本事業の実施体制（案）

本事業への参加にあたっては、既往の運転維持管理業務及び料金徴収等業務に加え、更新計画案作成、修繕、汚泥運搬・処分、ユーティリティ調達が主な新規追加となっており、これに伴い新たな技術者配置を想定しています。また、本事業では、**現場での指揮・監督の役割を担う「業務主任者（仮称）」の専任・常駐を予定**しています。なお、西部浄化センターの特別高圧設備がな本事業の着手前になくなる想定のため、電気主任技術者の常駐は求めず、市職員にて対応を予定しています。



4-10. リスク分担

本事業は長期間にわたる契約のため、事業期間中に天災等の不可抗力や法令の変更等が生じる可能性があり、事業を円滑に実施するためにも、事前に市と受注者の責任範囲を明確にしておく必要があると考え、リスク分担表を作成しています。

リスクの種類	リスクの内容	負担者の区分	
		市	受託者
法令等の変更に関するリスク	本業務に直接関係する法令等の変更	○	
	本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
税制変更リスク	本業務に関する新税の成立や税率の変更	○	
	法人税率の変更、受託者の益に課される税制度の変更		○
第三者賠償に関するリスク	要求水準等に従って委託を実施しても避けることのできないもの	○	
	施設の存在自体によるもの	○	
	受託者の行為に起因するもの		○
周辺地域・住民の対応	本業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
	受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
環境保全に関するリスク	受託者が行う業務に起因する環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)		○
	上記以外のもの	○	
本業務の中止・延期に関するリスク	市の指示、議会の不承認によるもの	○	
	市の責務不履行によるもの	○	
	受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
物価変動リスク	規定の範囲内の場合		○
	規定の範囲を超える場合	○	
金利変動リスク	資金調達に伴う利息の増加	○	
不可抗力リスク	受託者の故意または重過失によるもの		○
	上記以外のもの	○	
許認可リスク	市が取得すべき許認可の遅延	○	
	受託者が取得すべき許認可の遅延		○
運転・維持管理計画の変更に関するリスク	業務内容・用途の変更等市の事由により計画が変わる場合	○	
	受託者が立案した計画(時期・内容等)に起因して問題が生じた場合		○

4-11. リスク分担

本事業は長期間にわたる契約のため、事業期間中に天災等の不可抗力や法令の変更等が生じる可能性があり、事業を円滑に実施するためにも、事前に市と受注者の責任範囲を明確にしておく必要があると考え、リスク分担表を作成しています。

リスクの種類	リスクの内容	負担者の区分	
		市	受託者
突発修繕費の増大リスク	受託者の責による補修費の増大		○
	上記以外によるもの	○	
下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
	上記以外の経費の増加		○
施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	受託者の責により施設が損傷した場合		○
	上記以外のもの	○	○
公募手続リスク	募集要項等の応募手続の誤り	○	
提示資料リスク	募集要項等の提示資料の誤り	○	
応募費用負担リスク	応募に係る費用の負担		○
契約締結リスク	市の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	受託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	本業務に関する議決が得られない場合	○	
業務開始の遅延リスク	市の事由による業務開始の遅延	○	
	受託者の事由による業務開始の遅延		○
	不可抗力等による業務開始の遅延	○	
西部浄化センターの流域下水道への統合に関するリスク	市の事由による業務計画・内容及び経費の増加等	○	
	受託者の事由による業務計画・内容及び経費の増加等		○
東部浄化センターの流域下水道への統合に関するリスク	市の事由による業務計画・内容及び経費の増加等	○	
	受託者の事由による業務計画・内容及び経費の増加等		○
料金徴収業務に関するリスク	市の事由による業務計画・内容及び経費の増加等	○	
	受託者の事由による業務計画・内容及び経費の増加等		○

4-12. リスク分担

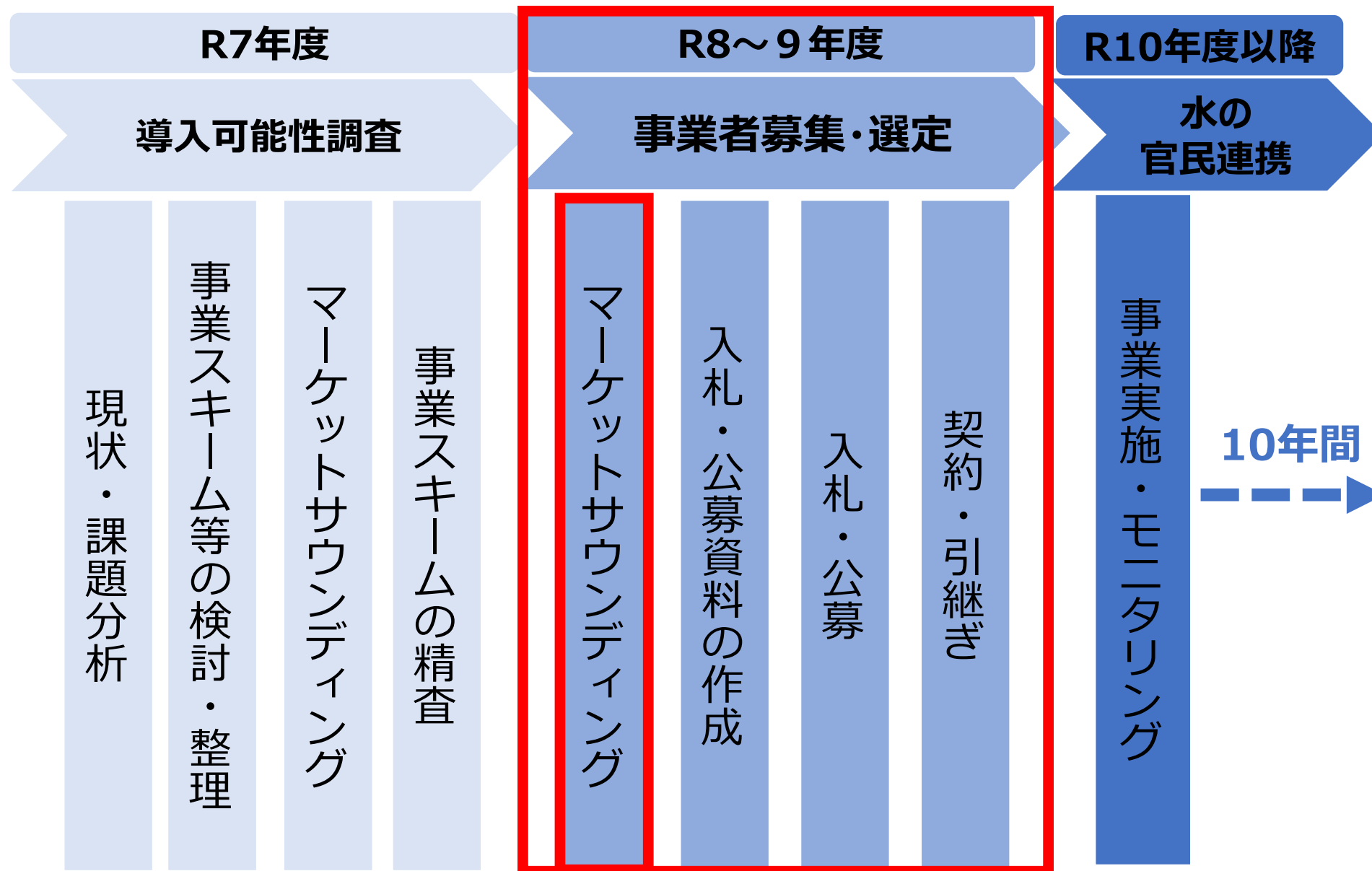
本事業は長期間にわたる契約のため、事業期間中に天災等の不可抗力や法令の変更等が生じる可能性があり、事業を円滑に実施するためにも、事前に市と受注者の責任範囲を明確にしておく必要があると考え、リスク分担表を作成しています。

リスクの種類	リスクの内容	負担者の区分	
		市	受託者
契約解除リスク	業務継続の必要がなくなった場合	○	
	受託者の債務不履行、不遵守等		○
	市側の事由により業務の継続履行が困難になった場合	○	
	受託者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合		○
業務終了時の施設状態	業務終了時の施設状態の要求水準の未達		○

5. 今後のスケジュールについて（予定）

5-1. 今後のスケジュール（予定）

令和10年度からの事業開始を予定しております。なお、具体的なスケジュールは、今後の検討により変更となる場合がありますのでご了承ください。



6. 参考 (ウェブサイト、施設概要等)

6-1. 参考資料（ウェブサイト）

一宮市HPに公表されている関連資料は、下記（URLリンク）から取得できますので、必要に応じて確認してください。

- ・ 一宮市上下水道事業概要

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/jougesuidou/keikakuchousei/1060195/1060198/1011620.html>

- ・ 一宮市上下水道事業経営戦略（令和5年度～令和14年度）

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/jougesuidou/keieisoumu/1044379/1028556.html>

- ・ 一宮市上下水道事業に関する業務指標

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/jougesuidou/keikakuchousei/1060195/1060198/1059464/index.html>

- ・ 一宮市污水適正処理構想（2023年1月策定）

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/jougesuidou/keikakuchousei/1044380/1013746.html>

- ・ 社会資本総合整備計画

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/jougesuidou/keikakuchousei/1044380/1012509/index.html>

- ・ 合流式下水道緊急改善事業

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/jougesuidou/keikakuchousei/1044380/1002087.html>

6-2. 参考資料（ウェブサイト）

ウォーターPPP関連資料は、下記（URLリンク）から取得できますので、必要に応じて確認してください。

- **ウォーターPPPの概要（内閣府）**

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf

- **下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版（国土交通省）**

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001995093.pdf>

- **下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A**

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739997.pdf>

- **下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版【基礎編・実施編】**

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_001027.html

6-3. 用語集

- **PPP**

PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI（Private Finance Initiative）など、様々な方式がある

- **維持管理と更新の一体マネジメント（レベル3.5）**

維持管理と更新を一体的に最適化するための事業方式であり、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」の2方式がある。また、この管理・更新一体マネジメント方式を、ウォーターPPP（レベル3.5）と呼ぶ

- **コンセッション（レベル4）**

管理者（市）は運営権者（事業者）に運営権を設定。運営権により、運営権者（事業者）は原則として利用者（市民）から収受する下水道利用料金により事業を運営する方式

6-4. 用語集

- プロフィットシェア

契約時に見積もった工事費や契約時に見積もった維持管理費が企業努力や新技術導入等で縮減した場合において、縮減分を官民でシェアする仕組み

- マーケットサウンディング（MS・民間市場調査）

事業に対して、民間事業者の関心度合い（参入意欲）、参入条件等の意向のほか、事業スキームや必要な検討事項、開示情報等について検討・把握することを目的に実施する調査のこと

6-5. 対象施設（浄化センター）

	西部浄化センター		東部浄化センター	
下水道区分	単独公共下水道		単独公共下水道	
処理区	西部処理区 (合流地区)	西部処理区 (分流地区)	東部処理区 (合流地区)	東部処理区 (分流地区)
計画処理面積	289ha	172ha	1,243ha	
計画処理人口	21,800人	4,100人	73,100人	
処理能力	27,200m ³ /日	71,300m ³ /日	54,400m ³ /日	
処理方式	標準活性汚泥法 (休止中)	標準活性汚泥法	高速散水ろ床法 (休止中)	標準活性汚泥法
運転開始	昭和39年	昭和41年 (一部通水) 昭和46年 (全面通水)	昭和35年 (平成16年に標準 活性汚泥法の施設へ 集約)	昭和63年
ストックマネジメント計画	第2期ストックマネジメント計画（令和7年度～令和11年度）			

6-6. 対象施設（ポンプ場概要）

	柳戸ポンプ場		観音寺 ポンプ場	常願通 ポンプ場	平和 ポンプ場	板倉 ポンプ場	木曽川 ポンプ場
送水先	東部浄化センター				西部浄化センター		
種別	雨水 排水	汚水 中継	汚水 中継	汚水 中継	汚水 中継	汚水 中継	汚水 中継
供用開始	昭和 11年	昭和 45年	平成 5年	平成 14年	昭和 39年	昭和 41年	昭和 46年
排除方式	合流		分流				
ストックマネ ジメント計画	第2期ストックマネジメント計画（令和7年度～令和11年度）						

6-7. 対象施設詳細（柳戸ポンプ場）

項目	詳細	
処理区	東部処理区（合流地区）	
種別	遮集汚水中継ポンプ場	雨水排水ポンプ場
所在地	柳戸町1丁目83番地	
敷地面積	4,600m ²	
運転開始	昭和45年	昭和11年
集水面積	118 ha	
揚水能力	汚水 φ400×30kW×20.5m ³ /分×2台 φ400×37kW×18.0m ³ /分×1台（内予備1台）	雨水 φ700×100kW×70.0m ³ /分×1台 φ700×105kW×70.0m ³ /分×1台 φ750×105PS×80.0m ³ /分×1台（予備） φ300×18.5kW×12.0m ³ /分×1台 φ600×80PS×50.0m ³ /分×1台 φ750×80PS×79.5m ³ /分×1台
災害用 仮設トイレ	4基	

6-8 対象施設詳細（観音寺ポンプ場）

項目	詳細
処理区	東部処理区（分流地区）
種別	汚水中継ポンプ場
所在地	観音寺1丁目4番14号
敷地面積	1,950m ²
運転開始	平成5年
集水面積	223 ha
揚水能力	φ250×37kW×6.5m ³ /分×3台（内予備1台）
災害用 仮設トイレ	5基
その他	公園設備（水のテラス）付帯

6-9. 対象施設詳細（常願通ポンプ場）

項目	詳細
処理区	東部処理区（分流地区）
種別	汚水中継ポンプ場
所在地	常願通1丁目3番3号
敷地面積	1,395m ²
運転開始	平成14年
集水面積	119 ha
揚水能力	φ150×18.5kW×2.77m ³ /分×3台（内予備1台）
災害用 仮設トイレ	5基
その他	公園設備（多目的広場）付帯

6-10. 対象施設詳細（平和ポンプ場）

項目	詳細
処理区	西部処理区（合流地区）
種別	遮集污水中継ポンプ場
所在地	平和3丁目4番10号
敷地面積	1,700m ²
運転開始	昭和39年
集水面積	289 ha
揚水能力	φ400×85kW×20.0m ³ /分×3台（内予備1台） φ500×120kW×30.0m ³ /分×1台
災害用 仮設トイレ	5基

6-11. 対象施設詳細（板倉ポンプ場）

項目	詳細
処理区	西部処理区（分流地区）
種別	汚水中継ポンプ場
所在地	西五城字板倉前西切5-1
敷地面積	4,900m ²
運転開始	昭和41年
集水面積	176 ha
揚水能力	φ300×37kW×10.0m ³ /分×1台 φ350×60kW×15.0m ³ /分×1台 φ400×75kW×20.0m ³ /分×1台 φ450×95kW×25.0m ³ /分×1台 φ500×120kW×30.0m ³ /分×1台（内予備1台）
災害用仮 設トイレ	5基

6-12. 対象施設詳細（木曽川ポンプ場）

項目	詳細
処理区	西部処理区（分流地区）
種別	汚水中継ポンプ場
所在地	木曽川町三ツ法寺字宮西302
敷地面積	4,600m ²
運転開始	昭和46年
集水面積	51 ha
揚水能力	φ400×50kW×20.0m ³ /分×3台（内予備1台）
災害用仮設トイレ	5基